

施策名：国際法の形成・発展に向けた取組

個別分野3：経済・社会分野における国際約束の締結・実施

中期目標

- 1 経済連携協定（EPA）等について、新規案件の検討、並びに既存案件の交渉及び締結の促進を図るとともに、多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進に積極的に関与・貢献する。経済分野の国際約束の下で生ずる紛争の解決について、個別紛争の処理手続に適切に対処するとともに、紛争を未然に予防することにより、国際経済体制の安定性・「法の支配」の向上に貢献していく。
- 2 日本国民及び日系企業の国内外における利益を保護及び促進するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的なルール作りへ積極的に参画する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進（注）国際法局の所掌に係るもの

- 世界貿易機関（WTO）につき、漁業補助金協定、投資円滑化協定、電子商取引に関する協定、サービス国内規制等の交渉において法的助言を行うとともに（[詳細](#)）、漁業補助金協定の締結を行った。これらの取組を通じて、自由貿易・経済連携の維持・強化に積極的に貢献した。
- 地域的な包括的経済連携協定（RCEP協定）につき、令和3年4月に国内手続を完了し、令和4年1月に発効した。また、インド太平洋経済枠組み（IPEF）の交渉を進展させ、サプライチェーン協定の署名・発効に至ったほか、クリーン経済協定及び公正な経済協定の実質妥結に至った（[詳細](#)）。さらに、日米貿易協定改正議定書については、令和4年6月に署名し、令和5年1月に発効した（[詳細](#)）。発効済みの経済連携協定等についても、その実施及び運用に際して、法的助言を行った（[詳細](#)）。これらの取組を通じて、自由貿易・経済連携の維持・強化に積極的に貢献した。
- 令和5年4月及び6月、日本がWTO紛争解決手続に申し立てていた当事国案件2件（[詳細](#)）について、日本の主要な主張を認める紛争解決小委員会（パネル：第1審に相当）の報告書が公表された（前者については相手国が機能停止している上級委員会（第2審に相当）に上訴したため審理停止中、後者については上訴されなかったため事案が終了）。
- 関係省庁や地方自治体を対象とした潜在的紛争案件に関する啓発セミナーを、令和3年度は3回、令和4年度は2回、令和5年度は3回実施した。

今後の方向性

- 国際法分野及び国際私法分野における各種国際フォーラム（国連総会第6委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）、ハーグ国際私法会議（HCCH）等）において、日本政府としての意見を表明するとともに、ICJ、ICC、ITLOS、常設仲裁裁判所（PCA）、ILC、CLCS及び国際海底機構（ISA）への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。
- 今後も海洋法分野に係る国際会議に積極的に参加し、「法の支配」に基づく海洋秩序の維持・発展に更に貢献する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画

- 投資関連協定：3年間において、ジョージア、モロッコ及びバーレーンそれぞれとの間で投資協定が発効したほか、アンゴラとの投資協定に署名したことにより、相手国における日系企業の投資活動の法的基盤を整備した（[詳細](#)）。また、調停に関するシンガポール条約の締結を行った。
- 租税関連条約：3年間において、スペイン、ウルグアイ、ジョージア、セルビア、モロッコ、コロンビア、アゼルバイジャン及びアルジェリアとの租税条約並びに日・スイス租税条約改定議定書が発効したほか、複数国との間で署名や実質合意に至った（[詳細](#)）。
- 社会保障協定：令和3年度にはフィンランドとの協定が発効したほか、令和4年度にはスウェーデンとの協定が発効し、トルコとの交渉を継続した。令和5年度にはオーストリアとの協定に署名した。
- 航空協定：令和3年度には、民間航空の安全に関する日本国とEUとの間の協定が発効した。令和4年度には、二国間航空協定に関する日・EU協定に署名し、令和5年度には、クロアチアとチェコとの協定に署名した。
- 宇宙分野：令和5年度には、日・米宇宙協力に関する枠組協定が発効した。

今後の方向性（続）

- 投資関連協定：現在交渉中の投資関連協定の交渉を進展させ、署名済み・未発効となっている投資関連協定の締結手を促進することで、海外における日系企業の投資活動の法的基盤を整備していく。
- 租税関連条約：日・ウクライナ租税条約等、署名済み・未発効の条約や交渉中の案件を進展させ、租税条約ネットワークの質的・量的な拡充に努める。
- 社会保障協定、航空協定、宇宙分野：引き続き社会分野での国際的なルール作りへ積極的に参画する等の目標を維持し、その達成に向け各種交渉・調整等を推進する。

評価結果

- 多角的貿易体制の強化、経済連携等の推進、投資関連協定及び租税関連条約等の締結といった3年間の取組により、国際経済秩序を維持・強化し、日本国民及び日系企業の海外における経済活動の法的基盤を整備したことによって、国民の利益を増進することができた。
- 我が国との間で航空協定又は社会保障協定が発効した国が増えたことで、各国との人的及び経済的な交流が更に促進されることが期待される。また、日・米宇宙協力に関する枠組協定等の発効により、日米間の宇宙協力の迅速かつ効率的な調整が可能となった。この他、漁業、労働、郵便等の分野でも国際的ルール作りを進めることができた。
- 経済紛争処理については、日本にとって重要な当事国案件において、我が国の主要な主張が認められるという望ましい結果を得ることができた。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携等の推進により国際経済秩序の維持に貢献するとともに、各種協定の締結により、日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進し、国民生活に影響を与える経済及び社会分野での国際的ルール作りへ参画していく。
- 2 進行中の紛争や潜在的紛争案件等について、問題の適切な解決及び紛争の予防を目指し、万全を期して取り組む。

（注）評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ、[財務省ホームページ](#)等を使用した。